

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	自立支援医療費(更生医療)給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、自立支援医療費(更生医療)給付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

自立支援医療費(更生医療)給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和8年3月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(更生医療)給付事務
②事務の概要	<p>当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援医療費(更生医療)支給に関する各種事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 自立支援医療費(更生医療)の支給に関する事務</li><li>2. 自立支援医療費(更生医療)の支給認定の変更に関する事務</li></ol> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li><li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li><li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li></ul>
③システムの名称	・福祉総合情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(更生医療)給付事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の117(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉部障害支援課
②所属長の役職名	障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7411
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている</li> <li>・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</li> <li>・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。</li> <li>・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザ認証の管理を行っている。</li> <li>・ アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。</li> <li>・ アクセス権限の管理を行っている。</li> <li>・ 特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	所属長名	西 由美	長尾 正志		
平成28年7月1日	Ⅱしきい値判断項目(対象人数)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
平成28年7月1日	Ⅱしきい値判断項目(時点)	平成27年4月13日	平成28年4月13日		
平成29年10月6日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項 別表第一の84の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条		
平成29年10月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付関係情報」が含まれる項(16、26、56の2、87、116の項)2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令1 情報提供の根拠・別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(8,11,16,20,26,53,56の2,87,108,116の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条,10条,12条,14条,19条,27条,30条,44条,55条,59条の22 情報照会の根拠・別表第二における第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給、自立支援医療の支給に関する事務又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条,55条の2		
平成29年10月6日	しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月6日	II しきい値判断項目(時点)	平成28年4月13日	平成29年4月1日		
平成30年4月1日	II しきい値判断項目(時点)	平成29年4月1日	平成30年4月1日		
平成30年8月27日	I 基本情報5. 評価実施機関における担当部署② 所属長	長尾 正志	障害施策推進課長		
令和8年3月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援医療費(更生医療)支給に関する各種事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 自立支援医療費(更生医療)の支給に関する事務</p> <p>2. 自立支援医療費(更生医療)の支給認定の変更に関する事務</p>	<p>当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援医療費(更生医療)支給に関する各種事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 自立支援医療費(更生医療)の支給に関する事務</p> <p>2. 自立支援医療費(更生医療)の支給認定の変更に関する事務</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・福祉共通システム・障害者(児)福祉システム・障害者(児)自立支援システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー	・福祉総合情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・Public Medical Hub(PMH)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法第9条1項 別表の117(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条)	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令1 情報提供の根拠・別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(8,11,16,20,26,53,56の2,87,108,116の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条,10条,12条,14条,19条,27条,30条,44条,55条,59条の22 情報照会の根拠・別表第二における第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給、自立支援医療の支給に関する事務又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条,55条の2	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課	健康福祉局障害福祉部障害支援課	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害施策推進課長	障害支援課長	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7818	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7411	事後	
令和8年3月13日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	